教育福祉委員会審査日程表

日時　平成２６年１２月９日（火）
午前９時開議
場所　第３・４委員会室

第１　陳情第１７号　子どもの甲状腺エコー検査費用の助成を求める陳情書

第２　陳情第１６号　福祉手当の廃止・縮小に反対し、制度の改善を求める陳情書

第３　議案第８１号　流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第４　議案第８２号　流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第５　議案第１０５号　平成２６年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第６　議案第７７号　平成２６年度流山市介護保険特別会計補正予算（第２号）

第７　議案第１０４号　平成２６年度流山市介護保険特別会計補正予算（第３号）

第８　議案第７９号　流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について

第９　議案第８０号　流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

第10　議案第７８号　流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11　陳情第１４号　戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情書

第12　議案第８５号　指定管理者の指定について（流山市思井福祉会館）

第13　議案第８６号　指定管理者の指定について（江戸川台第１学童クラブ、江戸川台第２学童クラブ、江戸川台第３学童クラブ、もりのいえ第１学童クラブ、もりのいえ第２学童クラブ及びもりのいえ第３学童クラブ）

議案第８７号　指定管理者の指定について（西初石子どもルーム、つくしんぼ学童クラブ及びたんぽぽ学童クラブ）

議案第８８号　指定管理者の指定について（八木北小学校区学童クラブ、第１おおたかの森ルーム、第２おおたかの森ルーム及びひよどり学童クラブ）

議案第８９号　指定管理者の指定について（ちびっこなかよしクラブ、ちびっこのびのびクラブ及びおおぞら学童）

議案第９０号　指定管理者の指定について（ひまわり学童クラブ及びあすなろ学童クラブ）

議案第９１号　指定管理者の指定について（そよかぜ学童クラブ、あずま学童クラブ、向小金小学校区第１学童クラブ及び向小金小学校区第２学童クラブ）

第14　議案第９２号　指定管理者の指定について（流山市おおたかの森センター、流山市立おおたかの森子ども図書館及びおおたかの森小学校区学童クラブ）

第15　議案第８４号　流山市文化芸術振興条例の制定について

第16　議案第８３号　流山市いじめ防止対策推進条例の制定について

第17　陳情第１２号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

第18　陳情第１１号　「国における平成２７（２０１５）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

第19　所管事務の継続調査について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）新旧対照表

改正後

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により、福祉会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第３章　障害児通所施設

（名称及び収容定員）

第１７条　障害児通所施設（以下「通所施設」という。）の名称及び収容定員は、次のとおりとする。

	収容定員
流山市立つばさ学園	３０人
流山市立児童デイつばさ	１０人

（目的及び業務）

第１８条　通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。次条及び第１９条の２において「法」という。）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）　日常動作の訓練に関すること。

（２）　知識技能の付与に関すること。

（３）　集団生活への適応訓練の実施に関すること。

２　前項に定めるもののほか、通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、次の各号に掲げる業務（流山市立児童デイつばさについては、第２号及び第３号に掲げる業務を除く。）を行うものとする。

（１）　療育知識の普及及び啓発に関すること。

（２）　療育相談に関すること。

（３）　保育所等への巡回相談及び指導に関すること。

（４）　その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

改正前

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により、福祉会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第３章　障害児通所施設

（名称及び収容定員）

第１７条　障害児通所施設（以下「通所施設」という。）の名称及び収容定員は、次のとおりとする。

名称	収容定員
流山市立つばさ学園	３０人
流山市立児童デイつばさ	１０人

（目的及び業務）

第１８条　通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。次条及び第１９条の２において「法」という。）第６条の２第１項に規定する障害児通所支援事業として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）　日常動作の訓練に関すること。

（２）　知識技能の付与に関すること。

（３）　集団生活への適応訓練の実施に関すること。

２　前項に定めるもののほか、通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、次の各号に掲げる業務（流山市立児童デイつばさについては、第２号及び第３号に掲げる業務を除く。）を行うものとする。

（１）　療育知識の普及及び啓発に関すること。

（２）　療育相談に関すること。

（３）　保育所等への巡回相談及び指導に関すること。

（４）　その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　療育の指導等（第十九条―第二十一条の五）」を「第一節　療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等

　第一款　療育の指導（第十九条）

　第二款　小児慢性特定疾病医療費の支給

　　第一目　小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二―第十九条の八）

　　第二目　指定小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の九―第十九条の二十一）

　　第三目　小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）

　第三款　療育の給付（第二十条―第二十一条の三）

　第四款　雑則（第二十一条の四・第二十一条の五）」に改める。

第六条第一項中「保護者とは」の下に「、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き」を加える。

第六条の二第三項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第六条の二を第六条の二の二とする。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）が当該疾病にかかつていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。

○2　この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかつている児童等（政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。）をいう。

議案第８５号

思井福祉会館

（地域ふれあいセンター・児童センター）

資料１　　指定管理者選定評価表

資料２　　思井福祉会館（地域ふれあいセンター・児童センター）の
　　指定管理業務に係る収支表

資料３　　指定管理者選定基準表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料５　　指定申請書、事業計画書、収支計画書等

※資料５につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料1

指定管理者選定表

施設名：思井福祉会館（地域ふれあいセンター、児童センター）

	審査項目	審査内容	団体名 株式会社 東京ドームファシリティーズ	団体名 A社
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 ・ 透明性	7.5	7.8
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	7.8	7.3
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 ・ 専門性	15.9	14.0
4	施設管理	安心と安全性	16.4	15.1
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	16.1	13.9
6	経営計画	経営の創意工夫	15.6	14.6
		計	79.3	72.7

資料3

指定管理者選定評価表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	集計
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 透明性	・収支の状況は良好か ・企業（団体）経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか ・決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか	10
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	・当該施設に対しどのような思い入れがあるか ・当該施設の運営理念に妥当性はあるか	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 専門性	・当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか ・施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか ・自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか	20
4	施設管理	安心と安全性	・防火・防犯・衛生面での対策はあるか ・プライバシー保護が図れるか ・施設や設備の点検は十分にとられるか ・人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか	20
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	・要望や苦情対応が適切にとられるか ・接遇とサービスの向上がはかられるか ・開館時間やスペースが有効に活用されるか ・地域や他の施設との連携が図られるか ・モニタリング結果をどのように反映し向上させるか	20
6	経営計画	経営の創意工夫	・収支計画書の内容は妥当か ・経費の縮減に努めているか ・自主事業等による新たな収入はあるか	20
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	・極めて良い　⇒　１０点 ・良い　⇒　５点 ・普通　⇒　０点 ・悪い　⇒　△５点	

資料４

指定管理者候補者概要

施設名　思井福祉会館

指定管理者候補者	（株）東京ドームファシリティーズ
代表	代表取締役社長　山田　幸雄
設立	昭和６０年２月１日
所在地	東京都文京区後楽一丁目３番６１号
売上高	5,691,823,510円（平成26年1月決算）
従業員	135名（平成26年10月末現在）
主な受託業務	1　主な事業 建物総合管理業務 2　指定管理者として管理運営をしている主な施設 ・流山市野々下福祉会館（H24.4～H29.3） ・練馬区中村南スポーツ交流センター （H20.11～H29.3） ・東京ドームスポーツセンター東久留米 （H18.4～H28.3） ・文京総合体育館外４施設 （H21.4～H32.3） ・巣鴨体育館 （H22.4～H27.3） ほか

流山市学童クラブ一覧

議案番号	グループ	小学校区	学童クラブ名	指定管理者名
86	1	江戸川台小学校区	江戸川台第１学童クラブ	特定非営利活動法人 ｇｒｅｅｎ
			江戸川台第２学童クラブ	
			江戸川台第３学童クラブ	
		東深井小学校区	もりのいえ第1学童クラブ	
			もりのいえ第2学童クラブ	
			もりのいえ第3学童クラブ	
87	2	西初石小学校区	西初石子どもルーム	特定非営利活動法人 ｇｒｅｅｎ
		新川小学校区	つくしんぼ学童クラブ	
		西深井小学校区	たんぽぽ学童クラブ	
88	3	八木北小学校区	八木北小学校区学童クラブ	ＮＰＯ法人 でんでんむし
		小山小学校区	第１おおたかの森ルーム	
			第２おおたかの森ルーム	
		長崎小学校区	ひよどり学童クラブ	
89	4	流山北小学校区	ちびっこなかよしクラブ	社会福祉法人 生活クラブ
			ちびっこのびのびクラブ	
		流山小学校区	おおぞら学童	
90	5	鰭ヶ崎小学校区	ひまわり学童クラブ	社会福祉法人 流山市社会福祉協議会
		南流山小学校区	あすなろ学童クラブ	
91	6	八木南小学校区	そよかぜ学童クラブ	ＮＰＯ法人ライズアップ 女性サポート実行委員会
		向小金小学校区	向小金小学校区第１学童クラブ	
			向小金小学校区第２学童クラブ	
		東小学校区	あずま学童クラブ	
92		おおたかの森小学校区	おおたかの森小学校区学童クラブ	アクティオ株式会社連合体

議案第８６号

学童クラブ第１グループ

（江戸川台学童クラブ・もりのいえ学童クラブ）

資料１　　指定管理者選定評価表

資料２　　学童クラブ第１グループ（江戸川台学童クラブ・もりのいえ学童クラブ）の指定管理業務に係る収支表

資料３　　指定管理者選定基準表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料５　　指定申請書、事業計画書、収支計画書等

※資料５につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料1

指定管理者選定表

施設名：学童クラブ　第1グループ（江戸川台学童クラブ、もりのいえ学童クラブ）

	審査項目	審査内容	団体名 特定非営利活動法人green
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 ・ 透明性	7.4
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	8.3
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 ・ 専門性	16.1
4	施設管理	安心と安全性	15.6
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	15.7
6	経営計画	経営の創意工夫	14.1
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	10.0
		計	87.2

指定管理者選定評価表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	集計
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 透明性	・収支の状況は良好か ・企業（団体）経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか ・決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか	10
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	・当該施設に対しどのような思い入れがあるか ・当該施設の運営理念に妥当性はあるか	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 専門性	・当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか ・施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか ・自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか	20
4	施設管理	安心と安全性	・防火・防犯・衛生面での対策はあるか ・プライバシー保護が図れるか ・施設や設備の点検は十分にとられるか ・人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか	20
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	・要望や苦情対応が適切にとられるか ・接遇とサービスの向上がはかられるか ・開館時間やスペースが有効に活用されるか ・地域や他の施設との連携が図られるか ・モニタリング結果をどのように反映し向上させるか	20
6	経営計画	経営の創意工夫	・収支計画書の内容は妥当か ・経費の縮減に努めているか ・自主事業等による新たな収入はあるか	20
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	・極めて良い　⇒　１０点 ・良い　⇒　５点 ・普通　⇒　０点 ・悪い　⇒　△５点	10

資料４

指定管理者候補者概要

施設名　・江戸川台第１学童クラブ、江戸川台第２学童クラブ、江戸川台第３学童クラブ
・もりのいえ第１学童クラブ、もりのいえ第２学童クラブ、もりのいえ第３学童クラブ
・西初石子どもルーム
・つくしんぼ学童クラブ
・たんぽぽ学童クラブ

指定管理者候補者	特定非営利活動法人　ｇｒｅｅｎ
代表	理事長　小川　恭子
設立	平成２３年１月２５日
所在地	流山市富士見台２丁目５番地の３　５－１０３
売上高	９１，１４６千円（平成２５年度決算）
従業員	正規職員　　１０名 非常勤職員　４１名（うちアルバイト７名） 合計　　５１名
主な受託業務	１流山市学童クラブ（江戸川台学童クラブほか５クラブ）指定管理者事業 （平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・江戸川台第１学童クラブ ・もりのいえ第１学童クラブ （平成２５年４月１日～平成２７日３月３１日） 【施設名】 ・もりのいえ第２学童クラブ ・もりのいえ第３学童クラブ （平成２６年４月１日～平成２７日３月３１日） 【施設名】 ・江戸川台第２学童クラブ ・江戸川台第３学童クラブ

	２流山市学童クラブ（西初石子どもルームほか２クラブ）指定管理者事業 （平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・西初石子どもルーム ・つくしんぼ学童クラブ ・たんぽぽ学童クラブ

議案第８７号

学童クラブ第２グループ

（西初石子どもルーム・つくしんぼ学童クラブ・たんぽぽ学童クラブ）

資料１　　指定管理者選定評価表

資料２　　学童クラブ第２グループ（西初石子どもルーム・つくしんぼ学童クラブ・たんぽぽ学童クラブ）の
指定管理業務に係る収支表

資料３　　指定管理者選定基準表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料５　　指定申請書、事業計画書、収支計画書等

※資料５につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料1

指定管理者選定表

施設名：学童クラブ　第2グループ（西初石子どもルーム、つくしんぼ学童クラブ、たんぽぽ学童クラブ）

	審査項目	審査内容	団体名 特定非営利活動法人green
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 ・ 透明性	7.4
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	8.3
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 ・ 専門性	16.1
4	施設管理	安心と安全性	15.6
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	15.7
6	経営計画	経営の創意工夫	14.1
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	10.0
		計	87.2

指定管理者選定評価表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	集計
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 透明性	・収支の状況は良好か ・企業（団体）経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか ・決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか	10
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	・当該施設に対しどのような思い入れがあるか ・当該施設の運営理念に妥当性はあるか	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 専門性	・当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか ・施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか ・自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか	20
4	施設管理	安心と安全性	・防火・防犯・衛生面での対策はあるか ・プライバシー保護が図れるか ・施設や設備の点検は十分にとられるか ・人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか	20
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	・要望や苦情対応が適切にとられるか ・接遇とサービスの向上がはかられるか ・開館時間やスペースが有効に活用されるか ・地域や他の施設との連携が図られるか ・モニタリング結果をどのように反映し向上させるか	20
6	経営計画	経営の創意工夫	・収支計画書の内容は妥当か ・経費の縮減に努めているか ・自主事業等による新たな収入はあるか	20
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	・極めて良い　⇒　１０点 ・良い　⇒　５点 ・普通　⇒　０点 ・悪い　⇒　△５点	10

資料４

指定管理者候補者概要

施設名　・江戸川台第１学童クラブ、江戸川台第２学童クラブ、江戸川台第３学童クラブ
・もりのいえ第１学童クラブ、もりのいえ第２学童クラブ、もりのいえ第３学童クラブ
・西初石子どもルーム
・つくしんぼ学童クラブ
・たんぽぽ学童クラブ

指定管理者候補者	特定非営利活動法人　ｇｒｅｅｎ
代表	理事長　小川　恭子
設立	平成２３年１月２５日
所在地	流山市富士見台２丁目５番地の３　５－１０３
売上高	９１，１４６千円（平成２５年度決算）
従業員	正規職員　　１０名 非常勤職員　４１名（うちアルバイト７名） 合計　　５１名
主な受託業務	１流山市学童クラブ（江戸川台学童クラブほか５クラブ）指定管理者事業 （平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・江戸川台第１学童クラブ ・もりのいえ第１学童クラブ （平成２５年４月１日～平成２７日３月３１日） 【施設名】 ・もりのいえ第２学童クラブ ・もりのいえ第３学童クラブ （平成２６年４月１日～平成２７日３月３１日） 【施設名】 ・江戸川台第２学童クラブ ・江戸川台第３学童クラブ

	２流山市学童クラブ（西初石子どもルームほか２クラブ）指定管理者事業 （平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・西初石子どもルーム ・つくしんぼ学童クラブ ・たんぽぽ学童クラブ

議案第８８号

学童クラブ第３グループ

（八木北小学校区学童クラブ・おおたかの森ルーム・ひよどり学童クラブ）

資料１　　指定管理者選定評価表（７委員平均）

資料２　　学童クラブ第３グループ（八木北小学校区学童クラブ・おおたかの森ルーム・ひよどり学童クラブ）の指定管理業務に係る収支表

資料３　　指定管理者選定基準表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料５　　指定申請書、事業計画書、収支計画書等

※資料５につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料1

指定管理者選定表

施設名：学童クラブ　第3グループ（八木北小学校区学童クラブ、おおたかの森ルーム、ひよどり学童クラブ）

	審査項目	審査内容	団体名 A社	団体名 NPO法人でんでんむし
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 ・ 透明性	7.9	7.6
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	7.6	8.4
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 ・ 専門性	15.3	16.1
4	施設管理	安心と安全性	15.3	15.9
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	14.9	16.3
6	経営計画	経営の創意工夫	15.0	15.3
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価		10.0
		計	76.0	89.6

指定管理者選定評価表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	集計
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 透明性	・収支の状況は良好か ・企業（団体）経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか ・決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか	10
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	・当該施設に対しどのような思い入れがあるか ・当該施設の運営理念に妥当性はあるか	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 専門性	・当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか ・施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか ・自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか	20
4	施設管理	安心と安全性	・防火・防犯・衛生面での対策はあるか ・プライバシー保護が図れるか ・施設や設備の点検は十分にとられるか ・人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか	20
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	・要望や苦情対応が適切にとられるか ・接遇とサービスの向上がはかられるか ・開館時間やスペースが有効に活用されるか ・地域や他の施設との連携が図られるか ・モニタリング結果をどのように反映し向上させるか	20
6	経営計画	経営の創意工夫	・収支計画書の内容は妥当か ・経費の縮減に努めているか ・自主事業等による新たな収入はあるか	20
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	・極めて良い　⇒　１０点 ・良い　⇒　５点 ・普通　⇒　０点 ・悪い　⇒　△５点	10

資料４

指定管理者候補者概要

施設名　八木北小学校区学童クラブ、第１おおたかの森ルーム、
第２おおたかの森ルーム、ひよどり学童クラブ

指定管理者候補者	ＮＰＯ法人　でんでんむし
代表	理事長　小沼　みはる
設立	平成２３年９月２日
所在地	流山市西初石三丁目１４４７－２ ベルツリーⅡ２０１号室
売上高	５３，６４９千円（平成２５年度決算）
従業員	正規職員　　１０名 非常勤職員　３６名　　合計　４６名
主な受託業務	１流山市学童クラブ（八木北小学校区学童クラブほか３クラブ）指定管理者事業 （平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・八木北小学校区学童クラブ ・第１おおたかの森ルーム ・ひよどり学童クラブ （平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・第２おおたかの森ルーム

議案第８９号

学童クラブ第４グループ

（ちびっこなかよしクラブ・ちびっこのびのびクラブ・おおぞら学童）

資料１　　指定管理者選定評価表

資料２　　学童クラブ第４グループ（ちびっこなかよしクラブ・ちびっこのびのびクラブ・おおぞら学童）の指定管理業務に係る収支表

資料３　　指定管理者選定基準表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料５　　指定申請書、事業計画書、収支計画書等

※資料５につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料1

指定管理者選定表

施設名：学童クラブ　第4グループ(ちびっこなかよしクラブ、ちびっこのびのびクラブ、おおぞら学童)

	審査項目	審査内容	団体名 社会福祉法人生活クラブ
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 ・ 透明性	7.6
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	8.1
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 ・ 専門性	16.0
4	施設管理	安心と安全性	15.6
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	15.4
6	経営計画	経営の創意工夫	15.0
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	0.0
		計	77.7

指定管理者選定評価表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	集計
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 透明性	・収支の状況は良好か ・企業（団体）経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか ・決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか	10
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	・当該施設に対しどのような思い入れがあるか ・当該施設の運営理念に妥当性はあるか	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 専門性	・当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか ・施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか ・自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか	20
4	施設管理	安心と安全性	・防火・防犯・衛生面での対策はあるか ・プライバシー保護が図れるか ・施設や設備の点検は十分にとられるか ・人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか	20
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	・要望や苦情対応が適切にとられるか ・接遇とサービスの向上がはかられるか ・開館時間やスペースが有効に活用されるか ・地域や他の施設との連携が図られるか ・モニタリング結果をどのように反映し向上させるか	20
6	経営計画	経営の創意工夫	・収支計画書の内容は妥当か ・経費の縮減に努めているか ・自主事業等による新たな収入はあるか	20
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	・極めて良い　⇒　１０点 ・良い　⇒　５点 ・普通　⇒　０点 ・悪い　⇒　△５点	10

資料４

指定管理者候補者概要

施設名　ちびっこなかよしクラブ、ちびっこのびのびクラブ、
おおぞら学童

指定管理者候補者	社会福祉法人　生活クラブ
代表	理事長　池田　徹
設立	平成１０年４月８日
所在地	千葉県佐倉市山崎字石井戸５２９番地１
売上高	３，７５７，５５７千円（平成２５年度決算）
従業員	正規職員　　４１７名 非常勤職員　１，０５１名　合計１，４６８名
主な受託業務	１流山市学童クラブ（ちびっこなかよしクラブほか２クラブ）指定管理者事業 （平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・ちびっこのびのびクラブ ・ちびっこなかよしクラブ ・おおぞら学童

議案第９０号

学童クラブ第５グループ

（ひまわり学童クラブ・あすなろ学童クラブ）

資料１　　指定管理者選定評価表

資料２　　学童クラブ第５グループ（ひまわり学童クラブ・あすなろ学童クラブ）の指定管理業務に係る収支表

資料３　　指定管理者選定基準表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料５　　指定申請書、事業計画書、収支計画書等

※資料５につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料1

指定管理者選定表

施設名：学童クラブ　第5グループ（ひまわり学童クラブ、あすなろ学童クラブ）

	審査項目	審査内容	団体名 社会福祉法人 流山市社会福祉協議会
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 ・ 透明性	7.7
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	7.7
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 ・ 専門性	16.4
4	施設管理	安心と安全性	15.4
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	15.7
6	経営計画	経営の創意工夫	14.9
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	10.0
		計	87.8

指定管理者選定評価表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	集計
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 透明性	・収支の状況は良好か ・企業（団体）経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか ・決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか	10
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	・当該施設に対しどのような思い入れがあるか ・当該施設の運営理念に妥当性はあるか	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 専門性	・当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか ・施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか ・自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか	20
4	施設管理	安心と安全性	・防火・防犯・衛生面での対策はあるか ・プライバシー保護が図れるか ・施設や設備の点検は十分にとられるか ・人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか	20
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	・要望や苦情対応が適切にとられるか ・接遇とサービスの向上がはかられるか ・開館時間やスペースが有効に活用されるか ・地域や他の施設との連携が図られるか ・モニタリング結果をどのように反映し向上させるか	20
6	経営計画	経営の創意工夫	・収支計画書の内容は妥当か ・経費の縮減に努めているか ・自主事業等による新たな収入はあるか	20
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	・極めて良い　⇒　１０点 ・良い　⇒　５点 ・普通　⇒　０点 ・悪い　⇒　△５点	10

資料４

指定管理者候補者概要

施設名　ひまわり学童クラブ、あすなろ学童クラブ

指定管理者候補者	社会福祉法人　流山市社会福祉協議会
代表	会長　鈴木　孝夫
設立	昭和５１年１２月１７日
所在地	流山市平和台２丁目１番地の２
売上高	２４９，５３５千円（平成２５年度決算）
従業員	正規職員　　２４名 非常勤職員　１０１名　合計　１２５名
主な受託業務	１流山市学童クラブ（ひまわり学童クラブほか１クラブ）指定管理者事業 （平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・ひまわり学童クラブ ・あすなろ学童クラブ

議案第９１号

学童クラブ第６グループ

（そよかぜ学童クラブ・向小金小学校区学童クラブ・あずま学童クラブ）

資料１　　指定管理者選定評価表

資料２　　学童クラブ第６グループ（そよかぜ学童クラブ・向小金小学校区学童クラブ・あずま学童クラブ）の
指定管理業務に係る収支表

資料３　　指定管理者選定基準表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料５　　指定申請書、事業計画書、収支計画書等

※資料５につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料1

指定管理者選定表

施設名：学童クラブ　第6グループ（そよかぜ学童クラブ、向小金小学校区学童クラブ、あずま学童クラブ）

	審査項目	審査内容	団体名 特定非営利活動法人 ライズアップ女性サポート実行委員会
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 ・ 透明性	8.1
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	8.7
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 ・ 専門性	17.9
4	施設管理	安心と安全性	17.3
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	17.9
6	経営計画	経営の創意工夫	17.9
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	10.0
		計	97.8

指定管理者選定評価表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	集計
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 透明性	・収支の状況は良好か ・企業（団体）経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか ・決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか	10
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	・当該施設に対しどのような思い入れがあるか ・当該施設の運営理念に妥当性はあるか	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 専門性	・当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか ・施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか ・自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか	20
4	施設管理	安心と安全性	・防火・防犯・衛生面での対策はあるか ・プライバシー保護が図れるか ・施設や設備の点検は十分にとられるか ・人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか	20
5	事業運営	施設の有効利用 （利用率の向上）	・要望や苦情対応が適切にとられるか ・接遇とサービスの向上がはかられるか ・開館時間やスペースが有効に活用されるか ・地域や他の施設との連携が図られるか ・モニタリング結果をどのように反映し向上させるか	20
6	経営計画	経営の創意工夫	・収支計画書の内容は妥当か ・経費の縮減に努めているか ・自主事業等による新たな収入はあるか	20
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	・極めて良い　⇒　１０点 ・良い　⇒　５点 ・普通　⇒　０点 ・悪い　⇒　△５点	10

資料４

指定管理者候補者概要

施設名　そよかぜ学童クラブ、向小金小学校区第１学童クラブ
向小金小学校区第２学童クラブ、あずま学童クラブ

指定管理者候補者	特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会
代表	代表　山中　有紀
設立	平成２３年９月２２日
所在地	流山市宮園一丁目３番地の１ 宮園ショッピングセンター３０４
売上高	３７，２３５千円（平成２５年度決算）
従業員	正規職員　　６名 非常勤職員　２９名　合計　３５名
主な受託業務	１流山市学童クラブ（そよかぜ学童クラブほか２クラブ）指定管理者事業 （平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日） 【施設名】 ・そよかぜ学童クラブ ・たけの子ルーム ・あずま学童クラブ

議案第９２号

おおたかの森センター
おおたかの森子ども図書館
おおたかの森小学校区学童クラブ

資料１　　指定管理者選定評価表

資料２　　おおたかの森センター、おおたかの森子ども図書館、おおたかの森小学校区学童クラブの
指定管理業務に係る収支表

資料３　　指定管理者選定基準表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料５　　指定申請書、事業計画書、収支計画書等

※資料５につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

指定管理者選定表

施設名：おおたかの森センター、おおたかの森子ども図書館、おおたかの森小学校区学童クラブ

	審査項目	審査内容	団体名 アクティオ株式会社連合体	団体名 A社	団体名 B社	団体名 C社	団体名 D社
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 ・ 透明性	8.6	7.8	6.9	7.1	6.4
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	8.6	7.2	6.2	8.7	6.9
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 ・ 専門性	15.9	12.8	12.7	14.7	12.2
4	施設管理	安心と安全性	16.3	13.9	13.2	14.3	13.1
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	16.6	13.9	13.0	14.3	12.7
6	経営計画	経営の創意工夫	15.7	12.7	11.8	13.6	12.9
		計	81.7	68.3	63.8	72.7	64.2

指定管理者選定評価表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	集計
1	申請者(団体)の経営内容	安定性 透明性	・収支の状況は良好か ・企業（団体）経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか ・決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか	10
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	・当該施設に対しどのような思い入れがあるか ・当該施設の運営理念に妥当性はあるか	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項 専門性	・当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか ・施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか ・自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか	20
4	施設管理	安心と安全性	・防火・防犯・衛生面での対策はあるか ・プライバシー保護が図れるか ・施設や設備の点検は十分にとられるか ・人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか	20
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	・要望や苦情対応が適切にとられるか ・接遇とサービスの向上がはかられるか ・開館時間やスペースが有効に活用されるか ・地域や他の施設との連携が図られるか ・モニタリング結果をどのように反映し向上させるか	20
6	経営計画	経営の創意工夫	・収支計画書の内容は妥当か ・経費の縮減に努めているか ・自主事業等による新たな収入はあるか	20
7	実績評価	これまでの管理運営の実績を評価	・極めて良い　⇒　１０点 ・良い　⇒　５点 ・普通　⇒　０点 ・悪い　⇒　△５点	

資料４

指定管理者候補者概要

施設名

指定管理者候補者	アクティオ株式会社連合体
代表	①アクティオ株式会社　代表取締役社長　鈴木　悟
設立	昭和６２年２月２７日
所在地	東京都目黒区下目黒一丁目１番１１号目黒東洋ビル４階
売上高	6,678,416,402円（平成25年12月決算）
従業員	1,256名（契約スタッフ含） アルバイト997名 ※平成26年9月末現在
主な受託業務	流山市生涯学習センター指定管理者事業 （平成23年4月1日～平成28年3月31日） １　主な事業 ・指定管理者制度に基づく公の施設の施設管理 ・文化施設の案内・受付・運営業務 ・文化・スポーツ等の催事の企画制作、運営 ・飲食店の経営、食品等の販売、広告代理店業務 ・ビルメンテナンス業、労働者派遣業務　ほか ２　指定管理者として管理運営をしている主な施設 アミュゼ柏、野田市公民館、大田区千足区民センター、世田谷区立砧区民会館、四日市市勤労者・市民交流センター、千葉市子ども交流館、守谷市北守谷児童センター、春日部第２児童センター、常滑市立図書館、砥部町立図書館ほか　８６施設

資料４

指定管理者候補者概要

施設名

指定管理者候補者	アクティオ株式会社連合体
代表	② 株式会社すばる　代表取締役　宮﨑　司
設立	昭和５１年４月２日
所在地	鎌ヶ谷市初富本町二丁目２０番３６号
売上高	9,771,682,604円（平成26年2月決算）
従業員	正社員101名、契約社員1,050名 ※平成26年9月末現在
主な受託業務	流山市立木の図書館指定管理者事業 （平成24年4月1日～平成29年3月31日） 流山市立森の図書館指定管理者事業 （平成25年4月1日～平成30年3月31日） 1　主な事業 ・図書の貸出。返却、利用者登録等の図書館業務 ・書籍、文房具、事務機の販売 ・映画・演劇等のビデオ等録音録画物の企画・制作 ・ビデオ、ＣＤ等の販売及びレンタル業 ・劇場、映画施設、飲食店、運動施設の経営　ほか 2　指定管理者として管理運営をしている主な施設 鎌ヶ谷市立図書館（本館・分館５館）

資料４

指定管理者候補者概要

施設名

指定管理者候補者	アクティオ株式会社連合体
代表	③特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート 実行委員会　代表　山中　有紀
設立	平成２３年９月２２日
所在地	流山市宮園一丁目３番地の１宮園 ショッピングセンター３０４
売上高	３７，２３５千円（平成２５年度決算）
従業員	正規職員６名、非常勤職員２９名　合計３５名
主な受託業務	１流山市学童クラブ（そよかぜ学童クラブほか２クラブ）指定管理事業 （平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日） 【施設名】 ・そよかぜ学童クラブ ・たけの子ルーム ・あずま学童クラブ

流山市文化芸術振興条例逐条解説

（目的）

第１条　この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市、市民等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）の役割等を明らかにすることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

条例に規定する基本事項とともに、この条例の目的を条文化したものです。

【解説】

本条例は、本市における文化芸術振興にかかる基本理念を定め、市、市民等、文化芸術団体の役割等を明らかにするものです。

また、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することにより、心豊かで活力ある地域社会の実現に寄与するという本条例の目的を規定したものです。

（定義）

第２条　この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成１３年法律第１４８号）が対象とするものをいう。

２　この条例において「市民等」とは、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

３　この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又はこれを発信することをいう。

【趣旨】

この条例において、「文化芸術」、「市民等」、「文化芸術活動」についての定義を条文化したものです。

【解説】

第１項では、「文化芸術」とは文化芸術振興基本法が対象とするものに準拠することを規定したものです。

第２項では、「市民等」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者及び在勤、在学する者をいうこと。なお、本条例には前条で「団体」について規定していることから、自治基本条例での「市民等」の定義、「市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。」と異なり個人を対象とします。

第３項では、「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又はこれを発信することをいうとの用語の定義を規定したものです。

＊参考「文化芸術振興基本法」　抜粋

（芸術の振興）

第八条　国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条　国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条　国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条　国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条　国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関

する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（基本理念）

第３条　文化芸術を創造し、享受することは、市民等及び文化芸術団体の権利であり、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されなければならない。

２　文化芸術の振興に当たっては、全ての市民等及び文化芸術団体が文化芸術に親しめるよう配慮されなければならない。

３　文化芸術の振興に当たっては、伝統的な文化芸術を保護し、継承するとともに、市民等及び文化芸術団体が文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

４　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民等及び文化芸術団体の意見のほか、広く市民等の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

５　文化芸術の振興に当たっては、市、市民等及び文化芸術団体が連携して取り組まなければならない。

【趣旨】

文化芸術を振興するにあたっての基本理念、原則を条文化したものです。

【解説】

第１項では、文化芸術を創造し、享受することは、市民等の権利であり、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されなければならないことを規定したものです。

第２項では、性別や年齢、ハンディキャップの有無等に関わらず文化芸術の振興に当たっては、全ての市民等が文化芸術に親しめるよう配慮されなければならないことを規定したものです。

第３項では、文化芸術の振興に当たっては、伝統的な文化芸術を保護、

継承とともに、市民等及び文化芸術団体による新たな文化芸術の創造がバランスよく進められるような環境の整備が図られなければならないことを規定したものです。

第４項では、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民等及び文化芸術団体の意見の反映とともに、広く市民等の意見が反映されるよう配慮されなければならないことを規定したものです。

第５項では、文化芸術の振興に当たっては、市、市民等及び文化芸術団体の協力、連携が欠かせないので、両者がともに手を携えていくこと等、文化芸術振興にかかる基本理念、原則を規定したものです。

（市の責務と役割）

第４条　市は、前条に規定する基本理念に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

２　市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び千葉県、近隣市その他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

【趣旨】

文化芸術振興基本法第４条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」との地方公共団体の責務が規定されたことも踏まえ、文化芸術を振興するうえでの市の責務を条文化したものです。

【解説】

第１項では、市は、文化芸術に係る施策を総合的かつ計画的に推進することを規定したものです。

第２項では、他団体との連携等、文化芸術振興にかかる施策を効果的に進めるため、国、千葉県とともに、市民生活でかかわりの深い近隣市を始めとする各地方公共団体と連携に努めることを規定したものです。

（市民の役割）

第５条　市民等は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を活かし、文化芸術の振興に努めるものとする。

２　市民等は、文化芸術活動に関して相互に理解し、尊重し、交流を

深めるよう努めるものとする。

【趣旨】

文化芸術の担い手としての市民等の役割を条文化したものです。

【解説】

第１項では、市民等は自らが文化芸術振興の担い手であることを自覚し、活力と創意により文化芸術の振興に努めることを規定したものです。

第２項では、市民等は相互に理解、尊重、交流を深めるという市民等の努力目標を規定したものです。

（文化芸術団体の役割）

第６条　文化芸術団体は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、文化芸術活動を行う市民等と協働し、文化芸術の振興に努めるものとする。

【趣旨】

文化芸術の担い手としての文化芸術団体の役割を条文化したものです。

【解説】

文化芸術振興にあたり、文化芸術団体は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、文化芸術活動を行う市民等と協働し、文化芸術の振興に努めるとの文化芸術団体の努力目標を規定したものです。

（基本施策）

第７条　市は、文化芸術の振興を図るため、次に掲げる施策を行うものとする。

（１）文化芸術についての関心及び理解を深めること。

（２）文化芸術に親しむ機会の充実に関すること。

（３）文化芸術に関する活動の支援に関すること。

（４）文化芸術に関する活動を支える人材の育成に関すること。

（５）文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。

（６）伝統的文化の継承及び発展に関すること。

（７）前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に係る重要な事項に関すること。

【趣旨】

文化芸術振興に向け、市が行う基本的な施策の方向性、項目を条文化したものです。

【解説】

文化芸術振興に向けて市が行う方策を条文化したもので、

第１号では、文化芸術の振興に向け、文化芸術についての関心及び理解を深めること、

第２号では、イベントの開催や施設・設備の整備等により文化芸術に親しむ機会の充実を図ること、

第３号では、後援等による文化芸術活動の支援に関すること、

第４号では、文化芸術に関する活動を支える人材の育成に関すること、

第５号では、文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること、

第６号では、文化財の保護・活用等による伝統的文化の継承及び発展に関すること、

第７号では、前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に係る重要な事項に関すること等、市が立てるべき方策を規定したものです。

（財政上の措置）

第８条　市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

文化芸術振興の予算措置に努めることを条文化したものです。

【解説】

文化芸術振興にかかる施策推進に必要な予算措置に努めることを規定したものです。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、流山市教育委員会が別に定める。

【趣旨】

委任規定を条文化したものです。

【解説】

文化芸術振興に関し、条例に定めるもののほか必要な事項は流山市教育委員会が別に定めることを規定したものです。

（目的）

第１条　この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成２６年千葉県条例第３１号。以下「県条例」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにし、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、いじめがなく、児童等が安心して生活することができる環境を整えることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本件条例の内容を総括的に示すと共に、本件条例の目的は、「いじめの防止等に向けた基本理念を定めるとともに、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することで、児童等が、いじめがなく安心して生活できる環境を整えること」にあることを定めている。

【解説】

１　「いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例の趣旨を踏まえ」とは、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを認識した上で、いじめの防止等のための対策を推進するということである。本市においても、いじめが大きく社会問題化してきている状況を踏まえ、いじめはどの学校でも起こりうるとの危機管理意識のもと、学校はもとより市民一丸となっていじめ根絶を目指すための条例の制定が必要と考えている。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）いじめ　児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）学校　市が設置する小学校及び中学校をいう。

（３）児童等　学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（４）保護者　親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。

（５）市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

【趣旨】

本条は、本件条例の用語の定義を定めている。

【解説】

１　具体的ないじめの態様としては以下のようなものがある。

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする

○金品をたかられる

○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

（基本理念）

第３条 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であること

を認識した上で行われなければならない。

2　いじめの防止等のための対策は、市、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者が相互に連携し、それぞれの立場で児童等に積極的に関わり、学校の内外を問わず、いじめのない環境をつくることを基本として行われなければならない。

【趣旨】

いじめ防止を推進するための基本理念を掲げた規定である。いじめ防止のための取り組みは、学校はもとより、家庭、地域社会、その他の関係者も含めて、市全体として取り組むべき課題であることを示している。

【解説】

1　第１項の規定は、いじめを助けようとした児童等が、新たないじめの被害者にならないようにすることを示している。

2　その他の関係者とは、児童相談所、法務局、警察、また弁護士、医師、心理や福祉の専門家などをいう。

（いじめの禁止）

第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。

【趣旨】

いじめが絶対に許されるものではないという大原則を改めて規定したもの。

（市の責務）

第５条　市は、第３条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、千葉県その他の関係者と協力しつつ、本市の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

【趣旨】

いじめ防止のための、本市が担うべき責務について規定している。

【解説】

1　「いじめの防止等に関する施策」とは、本件条例の第１１条から第１７条に規定され

た内容をいう。

2　本市が策定、実施する施策の詳しい内容は、今後定められる「市いじめ防止基本方針」においてまとめられる。

（学校及び学校の教職員の責務）

第６条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する責務を有するものとする。

【趣旨】

いじめ防止のための、学校及び学校の教職員が担うべき責務について規定している。

【解説】

1　学校及び学校の教職員が実施する取り組み及び対処の内容は、「学校いじめ防止基本方針」においてまとめられる。

（保護者の役割）

第７条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

2　保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うものとする。

3　保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

いじめ防止のための、保護者が担うべき役割について規定している。

【解説】

1　第３項の規定は、いじめ防止のための市、学校の責任を軽減するものではなく、家庭

との連携のもとに、より効果的な対策をとることを念頭においたものである。

（市民の役割）

第８条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

２ 市民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

いじめ防止のための、市民が担うべき役割について規定している。

【解説】

１ 「その他の関係者」とは、当該児童等の保護者、又は発見した事案の重大さによっては、警察なども想定している。

（市いじめ防止基本方針）

第９条 市は、法第１１条第１項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び県条例第１１条第１項の規定により千葉県が定めるいじめ防止基本方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２ 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

３ 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

【趣旨】

市は、本件条例の規定をもとに、より具体的な取り組みの内容を、いじめ防止基本方針として定めることを明らかにしたものである。

【解説】

１ 「市いじめ基本方針」を公表する手段は、ホームページ、広報誌などによる。

（学校いじめ防止基本方針）

第１０条　学校は、法第１３条に規定する学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌するものとする。

【趣旨】

学校は、実情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針である「学校いじめ防止基本方針」を定めるに当たって、それぞれの基本方針を踏まえて、内容を検討すべきであることを明らかにしたものである。

（いじめの予防及び早期発見）

第１１条　市は、いじめの予防及び早期発見のためには、児童等の良好な人間関係づくりが不可欠であることを踏まえ、学校を中心に、児童等が互いに信頼関係を築くための施策を講じ、その健全な育成に努めるものとする。

２　市は、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者と相互に連携し、いじめの早期発見に努めるとともに、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市が行う施策のうち、いじめの予防と早期発見について、規定したものである。

【解説】

1.　「学校を中心に，児童等が互いに信頼関係を築くための施策を講じ、健全な育成に努める」とは、学校における、人間関係を大切にした学級経営やきめ細やかな学習指導など、日常の教育活動全般を通して、生徒指導の充実を図り、児童等の互いの信頼関係を築いていくという取り組みである。

２　「迅速かつ適切な措置」とは、いじめを受けた児童等の心身の安定を確保するとともに、いじめを行った児童等に対する指導を徹底し、いじめの再発を防ぐものである。

（相談体制の充実等）

第１２条　市は、いじめに関する相談体制の充実を図るものとする。

２　市は、市内のいじめに関する情報の収集を行うとともに、学校その他の関係者と相互に連携して、迅速かつ適切な対応ができる体制の充実を図るものとする。

３　市は、いじめの予防及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のための対策の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

４　市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度、救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を実施するものとする。

【趣旨】

市が行う施策のうち、いじめに関する相談体制と、その情報収集、調査研究、及び啓発活動について規定したものである。

【解説】

１　「いじめの防止等のための対策についての調査研究及び検証」とは、様々な事案において実施した施策の検証と、関係機関との連携のもとに、より効果的な対策を調査することである。

２　「その成果の普及」とは、主に各学校における取り組みを充実させるため、教職員への研修などの場を活用して、調査結果を共有することなどである。

３　「必要な広報その他の啓発活動」とは、学校における児童等に対するものだけでなく、広報誌、学校による配布物、集会などを活用して広く市民に対しても実施されるものである。

（人材の確保及び資質の向上）

第１３条　市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策その他必要な施策を

講ずるものとする。

（１）研修の充実を通じた学校の教職員の資質の向上

（２）スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保及び適切かつ十分な配置

【趣旨】

市が行う施策のうち、人材の確保と、その資質の向上について規定したものである。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第１４条　市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、千葉県と連携して必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

市が行う施策のうち、ネットいじめ対策について規定したものである。

【解説】

１　「千葉県と連携して」とは、県警におけるネットパトロールによる情報を共有することで、ネットいじめの早期発見に努めることを示している。

２　「必要な施策」とは、いじめに関する事柄のみならず、ネットモラル全般に関わる指導なども含まれる。

（流山市いじめ問題対策連絡協議会）

第１５条　市は、法第１４条第１項の規定により、流山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、委員１０人以内で組織する。

３　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（１）学校の教職員

（２）教育委員会の職員

（３）児童相談所の職員

（４）千葉地方法務局の職員

（５）千葉県警察の警察官

（６）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

４　協議会の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

６　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

７　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

８　協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

９　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

１０　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

１１　協議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を促進することを目的とした流山市いじめ問題対策連絡協議会の設置について定めている。

【解説】

１　本条に定める連絡協議会は、本市におけるいじめの状況を踏まえ、各関係機関との連携のもとに情報の共有と、よりよい対策を講じるための意見交換の場となることを想定している。

２　定期的に開催することを前提とするが、いじめ事案の発生の状況によっては、開催時期及び回数は柔軟に対応できるようにする。

（流山市いじめ対策調査会）

第１６条　教育委員会に、法第１４条第３項に規定する附属機関として、流山市いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）を置く。

２　調査会は、次に掲げる事項を担任する。

（１）　いじめの防止等に関する調査研究

（２）　市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

（３）　重大事態（法第２８条第１項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

３　調査会は、委員１０人以内で組織する。

４　委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　調査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

７　会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

８　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

９　調査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

１０　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

１１　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

１２　調査会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、本市が教育委員会の附属機関として設置する、流山市いじめ対策調査会について定めている。

【解説】

1　本条が定めるいじめ対策調査会は、学校におけるいじめ防止等のための対策がより効果的に行われるために必要な調査研究と、対策についての審議、及びいじめ事案の調査を行うことを目的としている。

2　「学識経験を有する者」とは、いじめ防止のための施策の実施のために必要と思われる専門知識を有した者を表しており、具体的には、カウンセラー、医師、弁護士、大学関係者などを想定している。

3　定期的に開催することを前提とするが、必要に応じて、開催時期及び回数は柔軟に対応できるようにする。

（重大事態への対処）

第１７条　重大事態が学校で発生した場合には、教育委員会又は当該学校は、法第２８条第１項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2　教育委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3　第１項の規定により教育委員会が調査を行う場合においては、調査会に依頼して調査を実施するものとする。

4　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び第２項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、重大事態への対処について定めている。

【解説】

1　重大事態とは、法において定められた以下の定義によるものとする。

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（市長の調査）

第１８条　市長は、法第３０条第１項の規定により、学校から重大事態が発生した旨の報告があった場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、前条第１項の規定により教育委員会又は学校が行った調査の結果について、調査を行うことができる。

２　市長は、前項の規定により調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

３　市長及び教育委員会は、第１項の規定により市長が行った調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市長による調査に関わる内容について定めている。

【解説】

１　本条で定める調査とは、学校、または条例第１６条に定めるいじめ対策調査会による調査の結果に対する再調査についてのものである。

２　本条第１項に定める調査の方法は、「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる。

（秘密等の保持）

第１９条　協議会及び調査会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報

を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

２　いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。

【趣旨】

本条は、いじめの案件に関係した者の秘密保持について定めている。

（財政上の措置）

第２０条　市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の財政上の措置について定めている。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。